

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 名須川 晋

1 日時

令和4年3月24日（木曜日）

午前10時2分開会、午前11時59分散会

（休憩 午前11時～午前11時12分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

名須川晋委員長、神崎浩之副委員長、伊藤勢至委員、佐々木順一委員、
関根敏伸委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、岩城元委員、
千葉秀幸委員、千葉伝委員、工藤勝子委員、岩崎友一委員、佐々木茂光委員、
城内よしひこ委員、川村伸浩委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、山下正勝委員、
高橋穩至委員、武田哲委員、米内紘正委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、
中平均委員、小野共委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、
千葉盛委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、
千葉絢子委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、
小林正信委員、上原康樹委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

下山事務局次長、中村議事調査課総括課長、大坊政策調査課長、角館主任主査、
藤根主任主査、今野主任主査、菊池主任、佐々木主任

6 説明のために出席した者

戸館復興防災部長、菊池復興防災部副部長兼復興危機管理室長、
工藤復興防災部副部長、大坊参事兼復興推進課総括課長、
澤田復興くらし再建課総括課長、中里防災課総括課長、
武蔵復興危機管理室放射線影響対策課長、下川復興くらし再建課被災者生活再建課長、
加藤政策企画課政策課長、大越ふるさと振興企画室企画課長、
松村参事兼市町村課総括課長、小野寺交通政策室地域交通課長、
尾形環境生活企画室企画課長、畠山保健福祉企画室企画課長、
阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、
山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、鈴木農林水産企画室企画課長、

高橋観光・プロモーション室長、伊五澤商工企画室企画課長、
阿部経営支援課総括課長、田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
川村県土整備企画室企画課長、照井技術参事兼道路建設課総括課長、
上澤河川課総括課長、嵯峨都市計画課総括課長、小野寺建築住宅課総括課長、
佐藤文化スポーツ企画室企画課長、渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、
菊池学校教育室産業・復興教育課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) その他

9 議事の内容

○**名須川晋委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

また、世話人会の申し合せにより新型コロナウイルス感染症対策として、換気のため午前中は1回、会議が午後まで及んだ場合、午後はおおむね1時間半ごとに休憩いたしますので、御協力をお願いいたします。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について執行部から御説明願います。

○**戸舘復興防災部長** 東日本大震災津波の発災から11年が経過いたしました。県は、これまで被災者一人一人に寄り添った支援を行いながら、一日も早い復興を目指し、各般の取り組みを進めてまいりました。

本年度は、復興推進プランに基づきまして、復興の取り組みの柱に掲げる安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信を新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら進めてきたところです。

被災地におきましては、心のケアやコミュニティ形成支援、主要魚種の記録的な不漁や新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援など、取り組むべき課題は山積しており、復興の取り組みとして一律に期限を適用することなく、引き続き被災者や被災地の実情を踏まえた支援に取り組んでまいります。

本日は、これまでの復興の取り組み状況につきまして、この後復興防災部菊池副部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○**菊池復興防災部副部長兼復興危機管理室長** それでは、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について御説明申し上げます。

初めに、資料1―1をごらん願います。復興推進プランの令和3年度の進捗状況の概要

についてであります。復興推進プランはいわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの復興推進の基本方向に基づき、令和元年度から令和4年度までの4年間について各年度の取り組みを定めたアクションプランとなっております。

まず、資料左上の部分の1、趣旨ですが、この資料は復興推進プランの令和3年度の進捗状況を本年1月末時点の見込み値でまとめたものであり、本年度末における実績の確定値については5月頃の取りまとめとなりますので、本日は現時点の見込みとしての進捗状況を御説明申し上げます。

1、趣旨の囲みの下に米印で記載しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたプランの指標の見直し、変更を行っており、この資料では変更後の指標に基づいて進捗状況を整理しております。

まず、その指標の変更についてですが、資料の裏面、2ページ目をごらん願います。資料右半分が指標の変更内容の資料となります。2、変更の概要の部分ですが、(1)の計画値を上方修正する指標から(4)の置き換えまたは追加する指標まで変更した指標を類型ごとに整理し、例として主な指標を記載しております。

例えば(2)の計画値を下方修正する指標については10指標あり、お示した三陸鉄道の利用者数のように、新型コロナウイルス感染症による行動自粛や観光需要の減少など、事業環境に避け難い影響を受けたものを変更してありまして、進捗を管理する上で、より実態を捉える適切な指標になるよう変更しております。

資料の1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。左側の下になりますが、2、全体の状況につきましては、復興推進プランの令和3年度における進捗率が80%以上の指標は、全213指標中192指標、90.1%となっております。

その下に米印で記載しておりますが、前年度の令和2年度は指標の見直しを行っておらず、計画値に対して新型コロナウイルス感染症の影響をそのまま反映したため、その影響は大きく、令和2年度の確定値は72.2%となっていたところです。

資料左側の一番下の円グラフの記載ですが、今年度の計画値に対し、進捗率が100%以上となるA区分が166指標、全体の77.9%となっており、プラン全体を通じ、おおむね順調な進捗状況となっております。

次に、中央の列の欄、3、4本の柱及び12分野の取り組み状況についてであります。まず安全の確保につきましては、復興推進プランの令和3年度計画値に対する進捗率80%以上の指標は90.3%となっており、主な取り組みとして防災のまちづくりでは津波防災施設の整備済み延長が75.5キロメートルと、全体の98.3%まで進捗したほか、交通ネットワークでは昨年12月に待望の三陸沿岸道路が全線開通となりました。

次に、暮らしの再建では、進捗率80%以上の指標が91.9%となっており、生活・雇用分野では生活再建を支援するいわて被災者支援センターを釜石市に設置し、被災者への相談支援を行っているほか、教育・文化・スポーツ分野では陸前高田市に整備を進めてきた県立野外活動センターが昨年7月にオープンしております。

なりわいの再生では、進捗率 80%以上の指標が 91.0%となっており、水産業分野では主要魚種の不漁対策の取り組みや担い手確保に向けたいわて水産アカデミーの運営、商工業分野ではグループ補助金による支援、水産加工業などへの商談会や商品開発支援、大手 EC サイトでの販売促進を支援するほか、観光分野では浪板海岸での砂浜再生工事が完了し、根浜海岸、高田松原と、計画されていた 3 か所全ての砂浜が再生、復活したところです。

未来のための伝承・発信については、進捗率 80%以上の指標が 83.8%となっており、事実・教訓の伝承分野では東日本大震災津波伝承館の来館者が 2 月末で 47 万人に達したところです。伝承館については、これまでの実績を検証しながら、より適切な運営を確保してまいります。復興情報発信分野では、昨年 11 月に釜石市で開催されたぼうさいこくたい 2021 において、本県の復興の姿と被災県として得た教訓を全国に発信したところです。

右の欄ですが、12 の分野毎に進捗率 80%以上と 80%未満の指標の主な状況を整理しております。その中で、進捗率 80%未満のものについては、別途資料裏面の 2 ページ目に整理しております。再度資料の裏面をごらん願います。資料左側の上の表となりますが、80%未満の指標は、再掲指標を含め 21 指標ありますが、その中でも (2) の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものが 16 指標と、その多くを占めているという状況となっております。

例えば①の三陸 TSUNAMI 会議につきましては、東日本大震災津波伝承館にインドネシアのアチェ、ハワイの津波博物館の各館長を招き開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により来日が困難となり、開催が延期となったものであります。

②のコンテナ貨物取扱数量につきましては、新型コロナウイルス感染症による輸出入の減少、世界的な物流の混乱、コンテナ不足などにより、計画値に対して実績見込みが約 50%にとどまったもの、そのほか新型コロナウイルス感染症による行事の中止などにより、進捗率が 80%未満となっております。

なお、参考として、その下の表には進捗率 80%未満の指標数の前年度比較をお示ししております。

復興推進プランの令和 3 年度の進捗状況の概要の説明については以上となります。

続きまして、資料 1—2、令和 4 年度当初予算（案）における復興推進に係る主な取り組みをごらんいただきたいと思います。この資料は、現在御審議をいただいている令和 4 年度当初予算のうち、復興の取り組みに係る主なものを 4 本の柱ごとに記載したものです。

まず、左上のⅠ、安全の確保についてですが、令和 4 年度においては災害に強い安全な多重防災型まちづくりの実現に向け、自動閉鎖システムを備えた水門、防潮堤等の海岸保全施設の早期整備、防災知識の普及や自主防災組織の組織化・活性化などに取り組みます。

具体的には、河川の公共土木施設や港湾海岸施設の災害復旧事業、地域防災力強化プロジェクト事業として防災文化の醸成や地域の防災体制づくりなどを推進します。

次に、右上のⅡ、暮らしの再建についてですが、令和 4 年度においてはお互いに支え合い、安心して心豊かに暮らせる生活環境の実現に向け、いわて被災者支援センターにおけ

る被災者一人一人に寄り添った支援、心のケアやコミュニティ形成への支援や復興教育の推進などに取り組みます。

具体的には、被災者生活支援事業として、いわて被災者支援センターでの恒久的住宅に移行後の経済面や生活設計などの多様化、複雑化した課題を抱える被災者への支援や、被災地こころのケア対策事業、被災地コミュニティ支援コーディネート事業、いわての復興教育推進事業などを実施いたします。

次に、左下のⅢ、なりわいの再生についてですが、令和4年度においては不漁や新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなりわいの再生と経済の回復に向け、サケ等の資源回復に向けた取り組みや海面養殖等の新たな漁業・養殖業の導入の取り組みなどに加え、全線開通した三陸沿岸道路を生かしながら、水産加工事業者が行うデジタル化の取り組みや商品開発・販路開拓への支援、事業を再開した事業者への金融面や売上げ増加に向けた支援、活動拠点を沿岸部に移す三陸DMOセンターと連携した観光振興などに取り組みます。

具体的には、さけ、まず増殖緊急強化対策事業費として、サケ稚魚の生産技術開発や資源造成研究に加え、新たに大型で遊泳力の高い強靱なサケ稚魚の生産技術の現場実装の支援や、養殖業振興事業費による養殖生産量の増大に向けた取り組みの支援、沿岸地域基幹産業DX推進事業費では、水産加工業者の高度化のため事業者が行うDX関連投資への支援、沿岸地域起業家等成長支援事業として、商工団体と連携した経営指導やクラウドファンディング活用のための助言などの実施、中小企業等復旧・復興支援事業、いわゆるグループ補助金による支援や、三陸DMOセンターと連携して行う三陸観光地域づくり推進事業などを実施いたします。また、企業誘致や設備投資などの促進については、国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と連動した県の企業立地促進奨励事業などによる企業の立地促進に努めてまいります。

最後の右下、Ⅳ、未来のための伝承・発信についてですが、令和4年度においては開館から3周年を迎える東日本大震災津波伝承館を拠点として、震災の事実や教訓の伝承に力を入れるとともに、復興フォーラムなどの開催により、情報発信に取り組んでまいります。

具体的には、伝承館における魅力ある企画展示や震災教育などの事業の実施のほか、復興フォーラムや伝承館開館3周年・震災語り部ガイドサミットの開催をはじめとした復興情報発信事業に加え、新しい三陸振興推進費として防災を学習する場の仕組みづくりなどに取り組みます。

令和4年度は、これらの取り組みを着実に進めていくこととしており、いわて県民計画に沿って被災者一人一人に寄り添い、引き続き復興に取り組んでまいります。

復興防災部からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○名須川晋委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、意見等ございませんか。

○伊藤勢至委員 この場合は、東日本大震災津波復興特別委員会でありますので、その範疇からは少しはみ出るかもしれませんが、お許しをいただいて現状をお聞きしたいと思いま

す。

東日本大震災津波から、12年目に入っている中で、大変不謹慎かもしれませんが、東日本大震災津波が来る直前は、宮城県沖地震が来る確率が高そうだと。そして、その次は首都直下型、あるいは東海・東南海・南海が来るのではないかと、私も含めて、三陸沿岸の方々は、そういう思いが確かにあったと思います。

そういう中で、東日本大震災津波が発生をしまして、岩手県としては復興期の初め、中間、仕上げに向かっているこの時期、これまでの一連の御努力には本当に敬意を表したいと思います。

ただ、これは部局審査のときも若干お話をしましたが、昨年5月にまさに青天のへきれき、突然何の前触れもなしに、北海道、千島海溝あるいは日本海溝を原因とする大地震が発生し、大津波が発生して三陸に襲来するという報道がされ、岩手県の宮古港は29.8メートルの津波が押し寄せるであろうということで、三陸沿岸の被災をした方々は、また来るのか、いつ来るのだ、どのくらいの高さだとみんな思ったと思います。そういう中で、今月の16日に、ひょっとしてこれが千島海溝発のではないかという大きな地震が来ました。幸い大きくはなかったのですが、その後も東北各地が揺れております。

そして、昨年5月に国は発表したけれども、その防災対策については各自治体がハザードマップなどを作って対応していくことになり、県の担当者の中では、ハザードマップを作るにはおおむね1年かかるということでした。ただ、1年、早いほうなのかもしれませんが、ハザードマップ作成中の今、16日に来た地震が、千島海溝のものかと思った方は、さらにいつ来るのだと、何メートルという津波が地震発生後何分で来るのか、そういうところに非常に敏感になっているのです。

東日本大震災津波の震源地は、宮城県の牡鹿半島沖130キロメートルです。距離的には、千島海溝から岩手県に来る距離と似ているのです。さらに、宮古港と山田湾は、ちょうど千島海溝のほうを向いて開いているのです。その間には障害物がありませんので、ストレートに津波が来ると。そうすると、東日本大震災津波のときは地震から35分から40分で津波が襲来していますが、私はそれより早まるのではないかと考えています。20分ないしは25分、したがって頭の中に何となくある30分、40分という思いでは、遅れてしまうと心配をしております。

したがって、ハザードマップを県民に、今議会の末までにはお示しいただけるのではと期待していました。そんなに簡単なことではないと思いますが、沿岸の被災した住民の今一番の関心は、ハザードマップだと思っていますので、ハザードマップの取り組みの状況を教えていただきたいと思います。

○上澤河川課総括課長 ハザードマップは市町村が作成することになっていますが、県ではハザードマップの作成の基となる津波浸水想定作業を進めているところです。沿岸の市町村においては、その前までの津波に対してのハザードマップは作成されておりますが、県がこれから作成して公表していく津波浸水想定を基にして、ハザードマップ作成の作業

が進むと思っています。

○伊藤勢至委員 東日本大震災津波の際の報道の第一声は、4メートルないし6メートルぐらいの津波襲来ではないかという話でしたが、時間が少し経つと10メートル超えとなったのです。しかし、田野畑村の島越漁港の波は約28メートルだったと聞いています。

それから、45号線が通っている宮古湾内で一番高いところは、高浜小学校の校庭だと思われていますが、そこに逃げた車両が波にさらわれていったのです。私の友人が1週間前に納入になったばかりのプリウスでたまたまその近辺を通りかかって、高浜小学校の校庭に車を置いて校舎に逃げて、御本人やその他の人は助かったのですが、校庭の車がさらわれたのです。

これは後で聞きましたが、ふだんは開いている津軽石の水門を閉めたところに第1波が来て、その第1波の返し波と第2波が一緒になって、宮古湾内で物すごい高い波になり、それが高浜小学校にも寄せたと。それから、反対側の小堀内、堀内のほうにも行ったと。そして、湾内に来た波よりも高くなったという話がありました。そうすると、今の防潮堤を越えるのではないかと。防潮堤が破損した場合と破損しなかった場合の浸水域をお示しになると聞いていますが、避難のためには、まずは津波が到達する時間を示すことが大事なのです。揺れたら逃げるとするのが本当は一番早いのですが、長い文言で避難を呼びかけるよりも、やっぱり「逃げろ」でしょう。そして、ふだんからどこに逃げるかを決めておかなければならない。津波の高さと到達予測時間の二つで誘導をするべきだと思うので、岩手県だけの調査では及ばないところもあるかもしれませんが、そういう情報を集めていただいて、早く県民に知らせていただきたいと思います。

東日本大震災津波からの復興の仕上げの大事な時期かもしれませんが、自然界のことで、1が終わったら2、2が終わったら3というふうに来るわけではないのです。そういう段取りにはいかない。まだ1が終わっていないけれども、次が来るかもしれない。そういう思いを持ちながら、何としてもまずは県民の命を守る、そのためには逃げてもらうと。

また、東日本大震災津波の際に湾内で亡くなった人の原因は溺死ではなく、低体温症だという学会の発表が後からありました。つまり溺れるのではなくて、寒さによって呼吸ができなくなって亡くなったということです。冬場と夏場では避難の状況が全然違うことになるかもしれません。

したがって、時期や波の高さも大事になると思いますが、まずは地震発生からの津波の到達時間が大事になります。東日本大震災津波の場合は40分でしたが、安全値を見て、例えば20分で来るとか、15分で逃げろとか。20年前の北海道奥尻列島の場合は、地震が起きてから5分で津波が来たのです。あれは日本海でしたから、海が違うのだと思いますが、そういうことも頭に入れながら、ぜひ早くと思うのですが、大体いつ頃県民にお示しをいただけるものか。もし分かれば、いつ頃で結構ですから、教えていただきたい。

○上澤河川課総括課長 県が作成を進めている津波浸水想定公表の時期ですが、現在沿

岸市町村や国などの関係機関と最終調整を進めているところでして、今後津波防災技術専門委員会を開催し、有識者の意見を伺った上で、今月末に公表する予定です。

また、この津波浸水想定につきましては、令和2年に国が公表した日本海溝・千島海溝のモデルに加えまして、過去に起きた東日本大震災津波の津波等も踏まえたもので作成しています。区域が一番最大のもの、そして深さがその地点で一番深いものを出すということで作業を進めておりますが、あわせて公表する資料には、代表的な海岸地点での地震があつてからの津波到達の時間や津波の高さ、そういったものもあわせて提示するような形で作成を進めております。いずれ今後開催します専門委員会で意見を伺いながら、今月末に公表できるように進めてまいりたいと思います。

○工藤勝子委員 進捗状況についてお伺いします。このように進捗されてきたことは、皆さん方の御努力だと思っております。改めて敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

進捗率について非常に高い指数が出てきましたが、沿岸の人たちはこの進捗状況を見て、実際に感じているのかということなのです。例えば安全の確保において、道路もでき、三陸縦貫道も全線開通した中において、本当に物流が活発になってきているのかと。コロナ禍の中においても、そういう状況がどのように変わってきているのか。確かに車両は多くなったというお話が出ていますが、そういう中で各インターチェンジを下りて、それぞれのまちに人が下りているのかと。まちの人たちが、道路ができたけれども、さっぱり人が通らなくなったということでは、非常に残念な結果ではないかと思っています。道路は道路としてすごく大きな役割を果たすわけですが、やはり沿岸地域の人たちがこういう進捗状況を見て、どのような感じを持っているか聞いてみたいと思って通告したところであります。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 まずは、この資料についてですが、復興や復旧の事業が毎年どのぐらい進んだかという進捗度を御説明する資料になっていまして、平たく言えば、資料1枚目の真ん中の安全の確保のところ防災のまちづくりで津波防災施設の整備延長を書いておりますが、計画の76.8キロメートルに対して今75.5キロメートルまで来ましたという進捗状況をお示しする資料になっております。この数値が高いと、おおむね復旧・復興事業が計画どおり進捗しているという、進捗度の資料です。

一方、委員御指摘のとおり、これだけでは被災地の実相はつかみかねる部分がございますので、年2回復興ウォッチャーによる生活、経済状況、まちづくりへの感じ方の調査を、年1回県民5,000人を対象といたしました復興に関する意識調査と組み合わせまして、さまざまな面から被災地の今を分析しているところです。

ちなみに、直近1月1日で復興ウォッチャー調査を行い、2月に公表いたしました。生活の回復度に関する沿岸の方々の実感については、回復した、やや回復したは86.1%、災害に強い安全なまちづくりについては77.5%となっており、肯定的評価が8割程度なのですが、委員御指摘のとおり、地域経済の回復度については50.9%ということで、なかなか

か伸び悩んでおりまして、厳しさがうかがわれる感を得ております。

いずれにいたしましても、なりわいの再生をしっかりと進めながら、あわせてこういった被災地の状況をいろいろな調査でしっかり把握して進めてまいりたいと思います。

○**工藤勝子委員** 暮らしの再建の中で保健・医療・福祉という分野があり、心のケア等が入っていて進捗率 80%以上が 100%となっていますが、沿岸地域における医師の不在、偏在、そして出産が近場でできないという状況も起きている中で、こういう指標でいいのかということをお聞きしたいと思います。

○**畠山保健福祉企画室企画課長** 医師の偏在や県立釜石病院などでの産科の問題も出ております。医師の偏在の解消に向けましては、奨学金養成医師の中でも沿岸の勤務を義務履行で求めるなど、長期的な取り組みとしてやってきております。今後もそういった進捗状況や配置の状況、産後ケアの話などの状況等を把握しながら、指標に関しては、今はこういった状況になっていますが、次のアクションプランの改定の際などに、こういったものが正しい指標になるかなど随時検討等を進めてまいりたいと思います。

○**工藤勝子委員** 沿岸地域だけではなく、医師の偏在や不足は内陸にもありますので、しっかりと取り組んでほしいと思っております。

なりわいの再生について、例えば大手ECサイトでの販売促進を実施したという中でこのような指標が出てきていますが、私たちが聞きたいのは、それについてどういう効果がでたのか、商品販売も継続してあるのかということをつまえた聞き方をしたいと思っています。その辺についてどのように考えていますでしょうか。

○**伊五澤商工企画室企画課長** 県では、委員がおっしゃったようなECサイトの活用支援、あるいは商談会等による事業者の販路開拓支援を行っているところです。確たる数字はそれぞれのところで拾っておりますが、手元に数字がなく恐縮ですが、効果についてはその都度どれくらいの取引があったかとか、売上げがあったかとかということを事業者等からヒアリングして、状況を把握しているところです。

○**工藤勝子委員** なかなか難しいのだと思いますが、沿岸地域においてなりわいの再生は非常に大事なのだと思う。所得を確保して生活がしっかりとできなければ、前に進めないのではないかと思います。

トンガの海底火山の発生によって、被災された沿岸地域を調査いたしました。私は広田湾に行きました。漁業の人たちと懇談しましたが、みなさん言葉が出てこないのです。暗いです。表情が暗い。全然笑顔がない。大きな被害ではなかったかもしれませんが、保険が適用にならず、本当に苦悩している姿が見られました。ましてやサケも捕れない、イカやサンマも捕れない、そういう状況で、果たして沿岸の漁業の人たちのなりわいの再生が今後成り立っていくのかという不安を感じてきたのであります。

そういう中において、被災された方々に対して県がどのような声をかけて、被害が小さくともやはり励ますとか、何か支援策を引っ張り出すとか、そういうこと考え方はないのでしょうか。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 水産業は、記録的に極端な不漁に見舞われておりまして、かなり厳しい状況です。

また、トンガの火山の噴火に伴う津波におきましては、養殖施設はアンカーロープ等の損傷の被害を受けたが、施設共済等が動かないということですが、ホタテとかカキが落下しておりますので、収穫後の計算になります。減少がある一定以上の幅があれば、生物共済等で補償されることになっております。

ただ、こういう厳しい状況ですので、昨日リボン宣言を知事と漁業関係団体の方々と共同で行い、頑張っていこうという宣言をさせていただきました。令和4年度にはさまざまな予算を組み、これからの生産回復や、新たな取り組みをしていこうという声かけをさせていただきましたので、我々業界団体と一緒に頑張って全力で取り組んでいきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、観光分野ですが、修学旅行生が震災学習で多く来られる、そのデータで観光が増えたというデータの取り方は、間違っていると思うのです。生徒の皆さんは観光で来ているのではなく、学習で来ているのであります。ですから、三陸の観光というのは、やはり三陸の海に来ていただいて、そしておいしいものを食べていただいて、泊まっただくということです。コロナ禍が収束に向かっている状況の中で、今後の復興を見据え、いかに観光をこの三陸沿岸に取り戻すかということが非常に大事だと思っております。

ぜひ観光振興にもっと力を入れて、三陸に呼び込む方向を皆さんで打ち出してほしい。そして、平泉に来たら、そこから三陸に向かう、周遊という形をしっかりと情報発信してほしいと思うのですが、三陸の観光について今のままでいいと考えているのかお聞きしたいと思ひます。

○**高橋観光・プロモーション室長** まず、教育旅行につきましては、お話のとおり観光そのものの目的というよりも、やはり学ぶという機会がメインですので、東日本大震災津波伝承館などで実際に震災のことを学んだり、減災、防災を学ぶという教育的な部分もごさいます。また、子供たちに実際に三陸を見ていただくということは、将来にわたって岩手や被災地などに心を持ちながら、さらなる将来も支えていくという、子供たちのそういった部分を支えるという部分もあり、力を入れているところです。

本来的な観光振興ですが、御指摘のとおり、三陸の地域の特性を生かした観光地域づくりを推進していくためには、コロナ禍により旅行形態が団体旅行から個人旅行、それから旅行者のニーズも多様化している状況ですので、地域主体の誘客策が必要であることから、観光データのマーケティング分析を行いながら、戦略的に事業を展開していく必要があると認識しているところです。

特に三陸沿岸地域につきましては、復興道路等の全線開通や、お話のあったコロナ禍での教育旅行の増加というところもごさいます。こういった機会を生かしながら、三陸の知名度や観光資源を生かした地域一体的な取り組みを進め、市町村、観光協会、民間事業

者などと連携しながら旅行者の動態や、ニーズに対応した部分を生かしながら地域の戦略策定、継続した情報発信などに努めてまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 最後にいたします。道路が全線開通したことによって、今後企業がどのくらい設置されるのか、新たに企業が張りつこうとしている状況は見えるのかということをお聞きしたいと思います。

そして、人口減少対策です。働く場所があって、初めてそこで社会減が止まり、まちが活性化してくるのだろうと思っております。沿岸地域で人口が、減った、減ったと言いますが、どのくらい減少しているのか、企業と人口減少の分についてお聞きして終わりたいと思います。

○**伊五澤商工企画室企画課長** 被災地における企業の状況ですが、商工労働観光部では企業立地も進めておりまして、令和3年度につきましては沿岸地域に新設の誘致企業が二つ、企業の増設が一つあったところです。

また、それ以前におきましても、令和2年度について、沿岸地域では一つの新設誘致企業の立地、企業増設といった実績があるところです。

○**大越ふるさと振興企画室企画課長** 沿岸部の人口減少についてですが、沿岸12市町村における自然増減は、岩手県毎月人口推計によりますと、平成30年度が2,836人、令和元年度が2,993人、令和2年度が2,804人のそれぞれマイナスとなっているところです。一方、社会増減は平成30年度が2,272人、令和元年度が2,208人、令和2年度が2,092人のそれぞれマイナスとなっているところです。

このように、沿岸部では減少幅は縮小しているものの、依然として人口減少は続いており、この対策が最も重要な取り組みと考えているところです。

○**佐々木茂光委員** 東日本大震災津波発生から11年がたち、ハードの面は大分進んでおり、これも皆さんのお力添えのたまものであろうと解釈するのでありますが、時間の流れに合わせるように人口減少の問題が出たり、コミュニティの問題が出たり、心のケアが出たり、常に新しい課題がそこについてくるような気がしております。先ほど伊藤委員からもあったように、新たな津波被害に対する心構えというところもあわせて進んでいかなければならない項目であろうと思っております。

私が今日質問いたします件は、跡地の利活用についてですが、住宅再建を含めて、浸水域の今後の利活用について、急がれる課題だと思うのですが、どのように受け止めをされているのか。この頃新聞でも随分その辺を取り上げた記事がありますが、当局としてはどのように取り組まれているのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○**大坊参事兼復興推進課総括課長** まず、いわゆる移転元地と言われる浸水区域の土地のことについてどう認識しているかということですが、やはり三陸海岸は平場が少ないということもあり、こういった一まとまりになった平地は非常に貴重な地域資源だと思っています。これを産業利用や民生の利用、こういったところにしっかりと活用していくことが復興をさらに前に進める、あるいはそういった地方創生を進めるといった面では、非常に

重要なポイントだと考えております。

その上で、県としての取り組みですが、こういった移転元地につきましては、これまで市町村に対しては活用事例、各種施策などの情報提供、あるいは産業利用を促進するために有利に使えるような津波立地補助金とか復興特区税制といった支援策をお勧めしてきたところです。例えば周年型のトマトやイチゴなどの栽培施設や、陸前高田市では農業テーマパークといった形、食品製造工場、こういったいろいろな動きがあります。いずれ、いろいろな課題も山積しているところですが、引き続きしっかり取り組みたいと思います。

○佐々木茂光委員 宅地になるべきところが町並みを含めてかなりまだ空き地が多いのであります。それはその事業の特徴なのかどうか、これは県が解決しなければならない部分であったり、市が積極的に進めなければならない場所であったりということを知りたいのですが、その辺は県がもっと積極的に踏み込んで、1区画でも2区画でも、早め、早めにそこを解決できる方策を行ってほしいという思いがあるのですが、その辺はどうですか。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 委員御指摘のとおり、かさ上げした部分につきましては、結構時間をかけて整備したということもあり、そこに家を建てる予定の方々がほかの場所で家を建てるという事情もあって、なかなか宅地としての活用が進んでいない状況がございます。あとは例えばかさ上げ宅地に土地を持っていた方がそこに移るまでの間にお亡くなりになって、相続権の関係でなかなか次の相続が決まらなくて使えないという問題もございます。

こういったものをしっかり動かすという部分については、基本的にはまちづくりということで市町村が行うところではありますが、市町村も、お話を聞くとマンパワーやノウハウといった部分が不足しています。そういったところは、県としてもしっかりと支援しなければならないと思いますので、技術的な助言や専門家のあっせんなど、できる支援はしてまいりたいと思います。

○佐々木茂光委員 基本的には市町村が行うというのは、原則論とすればそうだと思うのですが、陸前高田市と言え、例えば被災地だけの土地ではないので、それは一番の本来は県の土地になるわけだから、そこはその辺の市町村との垣根を越えて一緒になって取り組んでいただきたい。皆さんも行ってみると分かるのですが、貸地や売地になったりして、全然そのものが動かないでいるが、公共のものはそこそこ立ち上げられて進んでいるので、さらにその空間をどのようにしてまちづくりの役割を果たさせるかというのは、本当に急がせられる課題だと承知しているのです。町並みが整わず、生活空間そのものが埋まらない、空き地が目立ったりというところが、我々にとっても復興が進捗したのかどうかというラインに持っていくと、復興がまだ本気で回復されていないのではないのかという思いにシフトしてしまうものでありますから、今後の見通しを含めて、より県との関わりを密にして、一日でも早い活用に向けて取り組んでいただきたいということを要望したいのですが、その辺はどうですか。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 土地の活用の今後の見通しにつきましては、確たるこ

とはこの場では言えないのですが、先ほど申し上げましたとおり、沿岸部においては貴重な地域資源でありますから、県としてもこの有効活用を市町村と一緒に図りたいと思っています。

その中で、市町村のマンパワー、ノウハウが足りないところがあるので、市町村からの申し出に応じまして、先進事例の情報提供や技術的助言、専門的な機関や専門家のあっせん、あるいは支援制度のあっせんといったことを、伴走型支援と申しますか、ある程度長いスパンで一緒になって考えていく、支援していくと。そして、市町村がそういった復興まちづくりを戦略的にデザインできるように、例えば5年後にはこのゾーンにはこういったものを計画したいというような、ある程度の時間軸の中でまちづくりが組めるように支援をしていきたいと思えます。

○佐々木茂光委員 同じ土地でも、同じ路線の中に売りたいという人もあれば、貸したいという人たちがあるわけです。そういう人たちは、土地のやりくりではないけれども、空き地になるようなものを片側、例えば南側に寄せるとか、北側に寄せるとか、そういうことは技術的には可能なのでしょうか。

○嵯峨都市計画課総括課長 例えば宅地整備したところで空き地が生じている区画を合わせるといったお話ですが、区画整理事業の制度上、区画を整理し、従前の地権者の土地をそれぞれの区画に割り当てておりますので、その中には換地とか公共施設用地もありますが、基本的には個人の土地ですので、行政側として空いているところを一体的に集約するというのはなかなか難しい状況です。

そういったことも踏まえて、例えば売りたいとか、貸したいといったような、いろんなものが出ているといったお話がありましたが、県でも一般的には空き地バンクという形ですが、そういった取り組みをこれまで会議の中で各沿岸の市町村などに情報提供し、それぞれ取り組みを進めていただいております。

陸前高田市におきましても、そういった土地利活用促進バンクを設けまして、例えば売りたいとか貸したいという方と事業者の方で、その土地を利用したい、あるいは住宅を取得したいといった形のマッチング事業を行っております。そういった方には市で、例えば一定の固定資産税の優遇措置に相当する助成を行うなどの利活用の促進策を講じておりますので、我々も一緒になって考えて、今後の利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 もう一回確認するのですけれども、技術的には可能なのですか。

○嵯峨都市計画課総括課長 集約するということになると、個人の地権者の方がいますので、それぞれで売り買いをしてもらうこととなります。個人の方の不動産の取引になるのですが、我々としてはどこかの地権者の方の土地を買うといったことはないのですが、なかなか集約するというのは難しいと考えております。

○佐々木茂光委員 地権者が一番なわけですけれども、例えばそれもある意味技術的には可能だという解釈でいいのですか。例えば県や市がこうしましょう、ああしましょうとい

う話があれば、それなりに地権者の人たちも考えるところもあろうかと思うのですが、例えばそれはあくまでも法の縛りの中で、結局個人的にその事業者とのやり取りの中では解決はできるけれども、そこにいくまでの間にそういったところの集約を含めて、これはやっぱり無理なのか、もう一回お願いします。

○**嵯峨都市計画課総括課長** 繰り返しになる部分もあって恐縮ですが、土地区画整理事業の性質上、区画整理したところは一般の個人の方の土地でありますので、その方の権利をまたどこかに移動するというのは、基本的にはできませんので、そこは難しいというお答えになろうかと思えます。

○**名須川晋委員長** おおむね開会后1時間が経過いたしますので、換気のためこの際暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**名須川晋委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**城内よしひこ委員** 水産業の再生状況について、まずはお伺いしたいと思います。

水産業は、裾野の広い産業であります。それはもう御周知のところであります。その中で、水産加工業は今大変な状況であります。原材料そのものがない中で、どういうふうに事業を展開するかというのは、沿岸部では大変な状況だと周知のところでありますが、その経営状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○**伊五澤商工企画室企画課長** 水産加工業者の経営状況についてですが、東北経済産業局が令和3年8月に調査し、12月に公表した、岩手県、宮城県、福島県、青森県の東北4県におけるグループ補助金交付事業者へのアンケート調査によりますと、水産食品加工業のうち、直近決算期の経常利益が震災前の水準に達していないと回答した割合は約70%となっています。

経常利益が減少した理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響や既存顧客の喪失などを要因とした売上の減少、それから原材料、資材、仕入れ等の価格の高騰、人件費の高騰などとなっております。県としても多くの事業者が利益の確保に苦慮し、厳しい状況にあると受け止めております。

○**城内よしひこ委員** なかなか大変な状況であります。

そこで、グループ補助を受けて再生はしたが、担い手もこういう状況ではなかなか跡取りがない、跡取りにこういう苦労はさせたくないという方々もいらっしゃるという方もいらっしやいまして、どんどん先細りをするというのが現地現場の声であります。こういった方々は、おおむねもともと借金があったりしているわけでありますが、先ほどのグループ補助等を利用された方々もうまく返済ができていないのか、滞るような状況はないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○**阿部経営支援課総括課長** グループ補助金の自己負担分として、無利子、長期の高度化スキームによる貸付けを受けた事業者の状況につきまして御答弁をいたします。

令和4年2月末現在で、高度化スキーム貸付けを受けた水産加工事業者の方は58者でした。このうち、57者が令和3年度までに償還開始となっております。また、このうち返済期日の繰延べなど条件変更を受けている事業者は12者、延滞をしている事業者の方は6者となっております。条件変更を受けている事業者の中には、変更を複数回行っている事業者の方もおりまして、返済に苦慮している事業者の方も一定程度いらっしゃると思っております。また、この条件変更の理由といたしまして、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により事業が厳しい状況であることを挙げている方がいらっしゃいます。

○城内よしひこ委員 物がなくなのために商売ができないという状況があります。中にはいろいろな工夫をして、業種転換をされておられる方もいらっしゃいますが、そうは問屋が卸さないというのが現地現場の商売であります。

今のコロナ支援策や後押しがもう間もなく終わるかもしれないといったときに、一気にこういった方々が淘汰される状況がもしかしたら来るのではないかと危惧しています。そういったことが起こらないように、あるいは事業承継も含めて、これまで皆さんが取り組んできた仕事の現地現場、被災をした地域に目配り、気配りをしてほしいと思うのですが、そういう準備や計画はあるのか、お伺いしたいと思います。

○阿部経営支援課総括課長 水産加工業者の方をはじめ、沿岸の被災事業者の方は、厳しい状況に追い込まれているところです。企業の経営の継続というところが最重要ですので、先ほど委員からも御質問がありました借入金の返済につきまして少し猶予をする、あるいは延ばすですとか、そういった借入金の部分の御負担をいかに減らすかというところ、密着した支援体制をつくってまいりたいと思っております。あわせて事業承継、跡取り問題につきましても、どうしても借入金があると継がせられないというお話も聞いております。ですので、継ぐ方が将来の見通しを立てられるような方策もあわせて一緒になって考えて御提示をしながら、そういった承継も進む取り組みも進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 水産加工業の方々には、得意分野があつて、地域で一定のブランド力を持っている方々がたくさんいらっしゃいます。そういった方々が販路がなくなったり、原材料の不足、高騰によって苦慮しているのであります。

一方で、毎月月末になると金融機関からお電話をいただくと。確かに今は、復興道半ばという言葉がもう適切ではないかもしれないけれども、私らにとってはまだ道半ばだと思っておりますし、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症という問題もあります。そういった中で皆さんが苦慮しているわけありますので、制度の支援策がいつかは切れるかもしれない時期にこれから向かっていく、そういう不安を何とか取り除いてあげられればと思っております。そういう支援策も含めて、いろんな寄り添う形というのを、知事は常々伴走という話をされますので、そこに私は期待をしていますが、そういったことも今後継続してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 先ほどの答弁と重ねてとなりまして恐縮ですが、やはり事業者の方々それぞれの状況が異なっております。借入れの金額、あるいはお困りの度合い、後継者や販路の有無、それぞれですので、やはり事業者の方々の実情それぞれに合った支援が必要になってくると思いますので、その辺りの体制は引き続き強化をしつつ、伴走型の支援を徹底してまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員 ぜひよろしくお願ひします。

観光業の再生に移ります。これは同様のことをお伺ひしたいと思ひます。ホテル等、旅館も含めて、経営状況はどのようになっているのかお伺ひしたいと思ひます。

○高橋観光・プロモーション室長 ホテル等の経営状況について、商工指導団体と連携して毎月実施している影響調査における沿岸管内分に限定した直近の1月の状況ですが、調査企業数109社のうち、影響が継続していると回答した割合が81.7%となっておりまして、80%を超えたのは昨年の9月以来ということです。さらに、影響が継続していると回答した割合が、業種別では宿泊業はじめ卸売業、運輸業では100%となっており、これらの業種においては特に厳しい状況が続いていると認識しております。

また、1月における新型コロナウイルス感染症前の同月と比較した売上げの変化ですが、昨年の10月以降減少傾向であった61%以上減の割合が、これが6.8%、前月比で3.2ポイント上昇してきている状況でございます。飲食業、宿泊業、運輸業においては、41%以上減の回答が多くなっている状況です。

今後の売上げ見込みにつきましても、21%から60%減の割合が51.5%と前月比で10.9ポイント上昇しておりまして、特に宿泊業の41%以上減の回答が77%と最も多く、厳しい状況にあると承知しております。

○城内よしひこ委員 震災後復興道路が開通して、多くの観光客の方々がいよいよ来ていただけたという状況が整ったと、事業者の皆さんは期待していたのですが、この新型コロナウイルス感染症で追い打ちをかけるように全てが止まってしまったと。観光業もホテル関連も、実は裾野の広い産業です。いろいろなものを仕入れたり、提供したりという段で、周りにも大きな影響があるわけでありまして。

そういったことも含めて、ホテル関係で大きくやっけていっしょるところもありますし、外からの資本というのもあるわけですが、地元で一生懸命頑張っている方々の借入れ状況、グループ補助で復旧した方々の返済状況はどのようになっているのかお伺ひしたいと思ひます。

○阿部経営支援課総括課長 観光業、宿泊業の方の借入金の返済状況ですが、先ほどの水産加工業の御答弁と同様に、高度化スキームをお借りになられた事業者の方の状況について御答弁いたします。

令和4年2月末現在で、高度化スキーム貸付けを受けた観光事業者の方は34者でした。33者が令和3年度までに償還開始をされていっしょいます。このうち、返済期日の繰延べなどの条件変更を受けている事業者の方は11者、延滞をしている事業者の方は3者とな

っております。水産加工業の方々と同様に、1度条件変更を受けても、なかなかそれでお返しになられずに、複数回変更を重ねているという事業者の方も幾つかいらっしゃいます、やはり同様に返済に苦慮している事業者の方もある程度いらっしゃるという状況です。

また、委員から御指摘のありましたとおり、この条件変更の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を挙げる方がほとんどであり、新型コロナウイルス感染症の影響が返済の状況にも影響を及ぼしていると受け止めております。

○城内よしひこ委員 東日本大震災津波からの復興は、形になるものは整えてもらって、全ての関係した方々に感謝をするところではありますが、今日に見えない新型コロナウイルス感染症で苦戦しているわけでありまして、その状況がまだまだ続く、そしてそれがボディーブローのように効いてきています。地域の雇用にも大きく影響しているわけでありまして、そういった方々が本当に事業が継続できるような形を皆さんの制度設計上でできるものがあれば、しっかりと支援をしてほしいと思います。そういう状況がないと、ますます沿岸部が疲弊をしてしまいますし、人口減少がまさに加速化をしてしまうような状況になるのではないかと危惧しています。そういったことを、部長から、残る方々に少し爪痕を残して、ちゃんと頑張れという意味で答弁をいただけないでしょうか。

○戸館復興防災部長 爪痕ということにはならないかと思いますが、今水産加工業、そして観光を事例として取り上げて御質問を頂戴いたしました。なりわいの再生というのは、今復興の大きな課題の一つだと認識しています。それは、何よりも事業者の皆さんがしっかりと足腰を強くして立ち上がっていただく、事業を継続していただくということが大事だと思います。

資金面での支援もさまざまございますし、また地元商工指導団体等と連携しながらの経営支援、その中には業種、業態を転換するとか、あるいは事業承継、既存の事業でもターゲットを変えていくとか、さまざまな手法があると思います。また、それが求められている部分もあると思いますので、事業者の皆さんとよくお話し合いをしながら、県として必要な支援を継続してまいりたいと存じます。

○斉藤信委員 それでは、被災者の生活再建への支援についてお聞きしたいと思います。

私は、予算特別委員会でも岩手日報社の遺族アンケートを紹介して、健康面で悪化したというのが54.3%、経済的な変化で悪化しているというのは50.4%と紹介いたしました。最近、河北新報社の東北3県を対象とした共同調査において、27.5%が震災前と比べ、暮らし向きが厳しくなった、3年ぶりに悪化傾向に転じた、言わば悪化傾向がますます酷くなったというデータもありました。

その点で、被災者の生活再建への支援というのは、大変重要な課題になっていると思いますが、いわて被災者支援センターの取り組みはどうなっているのでしょうか。

あわせて、昨年度までは被災者の相談体制というのが4か所でありました。その実績はどうだったのかを示してください。

○下川復興くらし再建課被災者生活再建課長 まずは、いわて被災者支援センターの取り

組みについてですが、昨年4月の開設から本年2月末までに、沿岸各地をはじめ県内陸部や県外を含め、被災者233人からの相談に対し、延べ1,105回対応しているところです。相談の内容としましては、住宅ローンや家計の見直し、家族間のトラブルなど、経済面や生活面に関するものが多く、市町村や市町村社会福祉協議会と連携して対応するとともに、専門的な支援が必要なケースには弁護士やファイナンシャルプランナーと連携し対応をしており、延べ93回の専門家派遣を行ったところです。

また、本年度は1,073世帯を対象に県外及び県内避難者実態調査を実施しまして、県外36世帯、県内42世帯、合わせて78世帯が被災元自治体等への帰還意思があることなどを確認したところでして、帰還意思のある方には災害公営住宅の募集案内を送付するなど、市町村とも連携しながら、避難者それぞれのニーズに応じた支援を行っているところです。

また、二つ目の御質問で、昨年度までの相談センターの状況、実績についてですが、県では東日本大震災津波発災後、市町村の相談体制が整わない状況におきまして、被災者からのさまざまな相談に対応するため、沿岸4地区に総合相談窓口として被災者相談支援センターを設置し、平成23年7月から令和2年度末までに相談員が2万508件の相談に対応したほか、平成25年度から令和2年度末までに司法書士等の専門家が3,419件の相談に対応したところです。相談員による相談対応件数は、平成25年度の6,080件をピークに、以後は年々減少しまして、令和2年度は451件でございました。また、専門家による相談対応も平成25年度の787件が最も多く、以後は減少し、令和2年度は94件でございました。

また、相談員につきましては、最も多い年度には4地区合わせまして21名を配置しておりましたが、相談件数の減少に伴いまして、令和2年度は釜石と大船渡地区にそれぞれ相談員1名ずつを配置し、ほかの地区では県職員が相談に対応したところです。

また、沿岸市町村に代わりまして、内陸及び県外へ避難している被災者の住宅再建の意向把握を行うとともに、再建方法を決めかねている方への相談対応等を通じ、恒久的住宅への移行を促進するため、平成28年5月にいわて内陸避難者支援センターを設置しまして、令和2年度末までに1万2,868件の相談に対応したところです。同センターの相談対応件数は、平成28年度の3,568件をピークに年々減少しまして、令和2年度の相談件数は1,540件でございました。

相談業務を行う職員につきましては、応急仮設住宅の供与期間の終了を見据えまして、集中的に支援を行うため、平成29年度と30年度にはセンター長を含めて相談支援員を9名配置しましたが、その後は被災者の住宅再建の状況や相談件数の減少に伴いまして、令和2年度には6名で対応しているところです。

○**斉藤信委員** 長々と丁寧な答弁をいただきました。大事なことは、言わば10年目のときの相談件数は451件だったと。そして、いわて被災者支援センターでは、相談件数が2月末で1,105回です。私は、相談が減ったというのではなく、相談しやすい体制が弱まったというのが実態ではないのかと。いわて被災者支援センターの相談件数は累計で、12月末までは773件、1月末で995件、2月末で1,105件でした。1月122件の相談件数、2月110件の相

談件数、月に100件を超える相談件数を受けているのです。ここに切実な被災者の実態が、氷山の一角だと思うけれども、示されているのだと思います。

そこで、相談支援員について、6名体制でという話がありましたが、実際には県の予算措置人員はたった4名なのです。そして、相談件数が多いときには8名体制でやっていると。そもそも県の設定が過小評価なのではないのかと。こころのケアセンターは、県内4か所で、1か所当たり8名から9名です。全体で52名の体制でやっている。心のケアは、もう縮小しない、中長期でやると、知事ははっきり言っています。

心のケアと生活再建に対する支援は、車の両輪だと思います。やっぱり同じような位置づけで被災者の生活再建を支援することがますます重要になっているのではないかと。せめて実際に8名配置してやられているわけですから、8名程度の体制に県としても体制強化することを考えるべきだと思うけれども、部長、車の両輪で心のケアと生活再建を支援する、この岩手型の取り組み、全国に誇る取り組み、そういう位置づけでやるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○戸館復興防災部長 いわて被災者支援センターですが、この体制、予算につきましては、先ほど課長から答弁をさせていただきましたが、被災者を取り巻く状況、そして昨年度までの被災者からの相談件数の推移、これらを踏まえて措置をしているものです。

事業の実施に当たりましては、予算額、業務内容、それから想定される配置職員数などを仕様としてお示しをし、企画提案の上、現在の受託者から県が示した予算の範囲内で仕様以上の取り組みが可能という提案がありましたことから、委託をしているものです。

令和4年度の当初予算につきましても同様の考えで予算化をしているところであり、しっかりと対応していただけるものと存じております。

○斉藤信委員 部長の冷たい答弁、被災者が聞いたら本当につくり来るのだと思います。

令和3年度の設定が前年度の落ち込んだときの相談件数を前提にしたと。しかし、実際に2月末まで1,100件の相談を受けているわけでしょう。そして、弁護士等の専門家の相談が90件を超えています。そして、いわて被災者支援センターは、伴走型支援をやっているのです。伴走型支援について、どれだけ対応しているか分かりますか。

○下川復興くらし再建課被災者生活再建課長 いわて被災者支援センターの伴走型支援についてですが、令和4年2月末現在で233件の相談に対しまして153件の個別支援計画を作成し、関係機関等と連携して支援を行いまして、これまで27件が支援終了ということになっております。

○斉藤信委員 今やっている生活再建支援というのは、困難な方の支援なのです。ですから、弁護士から1回相談を受けても解決しないので、今答弁があったように153件の個別支援計画を立てて、継続的に支援しているのです。あなた方が今年度事業費を設定して企画提案をやったから、事業費の枠でやらざるを得なかったと。しかし、実際にはあなた方の想定を超えた生活相談件数があって、実際に8名配置をして対応していると言うのだから、私はそれに対応した見直しを図るというのは当然だと思います。

伴走型支援というのは、東日本大震災津波からの復興で、これからの教訓になる取り組みだと思うのです。1回だけにしないで、解決するまで粘り強く相談に乗って解決していくと。もちろん関係機関と連携すると、こういうすばらしい取り組みなのです。それを4人の人員でやれというのは、無理な話。弁護士の相談はどういうふうに行われているか分かると思うけれども、事前に相談の内容を聞き取って、整理をして、相談を受けた後、その後のフォローをやっているわけです。これに毎週2人で対応するのです。そのほかにさまざまな相談が出るのです。そういう今年度の実績、こういうものをしっかり踏まえて、必要なら予算も体制も拡充すると、そのことをしっかり考えていただきたい。

そこで、被災者の医療費免除の取り組みが昨年12月で終了いたしました。県保険協会の調査で、もう既に4月から課税世帯で医療費免除が受けられなくなったという方々がいました。どのぐらいの人が医療費を受けられなくなったのか。通院できなくなったというのが国保世帯で12.7%、後期高齢者で10%ありました。非課税世帯の方々に、今年1月から窓口負担が発生する場合、通院できないと答えたのが国保で24.2%、後期高齢者で17.7%ありました。こういう方々の必要な医療、どのように支援するのか、具体的な支援の取り組みを示してください。

○**畠山保健福祉企画室企画課長** 一部負担金免除終了後の被災者の支援についてです。医療を必要とする方が適切な医療を受けられるよう、一部負担金免除措置の対象者であった方などに対するいわて被災者相談支援センターをはじめとする相談窓口や各種生活困窮者への制度周知について、昨年11月に市町村や社会福祉協議会等に文書で協力を依頼したところです。その後、市町村に寄せられた相談状況につきまして確認しましたが、10市町村において医療費負担の軽減方法などについての相談があり、市町村においては高額療養費制度や生活困窮者自立支援相談制度などについて説明しまして、その中でも高額医療費の限度額認定証の交付など、具体の支援につながった事例もあつたと聞いています。

今後におきましても、市町村に加えまして市町村社協や民生委員、児童委員などの関係機関の皆様と一層の連携を図り、受診に不安を抱えている方の把握と適切な支援の窓口の紹介などを行いまして、被災者一人一人の状況に応じた支援が行われるよう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 私は、この件で岩手県が各市町村長、そして社会福祉協議会等に通知を出して、一部負担免除措置終了に伴う支援についてという依頼文書を出しているということは、評価したいと思います。しかし、これは本当に簡単なことではないので、やっぱり市町村と心をつなげて、実態を把握すべきだと。そして、例えば低所得者であれば、生活保護の受給も含めて、あらゆる支援や制度を活用して、実際に去年の4月以降では受けられていないという方がもう10%以上ありましたので、そういう点をぜひ丁寧に強化をしていただきたい。

大きな二つ目、災害公営住宅のコミュニティ確立の支援について、災害公営住宅の集会所の活用状況について示してください。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 県が管理します災害公営住宅の集会所の活用状況についてですが、29団地に設置いたしました集会所の活用状況につきましては、令和3年度第3四半期の一月当たりにおきまして、4回以下が24団地、15回から20回が5団地となっているところです。

○**斉藤信委員** 災害公営住宅のコミュニティの確立というのは、大変切実な今の課題です。

岩手大学と大船渡市が災害公営住宅のコミュニティと生活に関するアンケートを行いました。これは県営、市営を含めた全災害公営住宅の入居者全体を対象にして行われた調査で、本当に大事な調査だったと。その中で一番注目したのは、震災前と比べて近所や地域と関わる機会が減ったと答えたのが42.5%、入居者の孤立化、孤独化が高齢化と相まって深刻になっているということです。災害公営住宅のコミュニティの拠点である集会所の活用状況が、4回以下は24団地だったということですが、4回以下といっても、ほとんどは1回、2回です。ほとんどの集会所は閉まっているという中で、15回から20回という団地があるのです。この15回から20回というところは、なぜこれだけ集会所が活用されているのか。生活支援相談員が複数配置されているところは、こういうコロナ禍の下でも活用されているのです。孤立化、孤独化、高齢化が進む中で、災害公営住宅に生活支援相談員をしっかりと配置をして、お年寄りが安心して外に出られる、みんなと関係が持てる、そういうコミュニティの形成に今全力を挙げなかったら、ただの高齢者住宅になってしまう。そういう危機感あるでしょうか、県に。

○**畠山保健福祉企画室企画課長** 生活支援相談員の配置の関係です。県では、これまで生活支援相談員の配置につきましては、被災者の見守り等の個別支援やサロン活動等を通じた福祉コミュニティの形成支援などに取り組んできたところであり、これらの取り組みにより被災者の孤立防止や、あと災害公営住宅の入居者相互のつながりづくり、近隣住民との交流促進などの一定の役割を果たしてきたと認識しております。

また、生活支援相談員の活動分析、評価などを行うため、県社会福祉協議会が設置しました東日本大震災被災者実態調査研究委員会におきましても、相談員による訪問活動は日々の暮らしのセーフティーネットとして重要な機能を担っており、被災者に寄り添い、住民とともに生活課題に取り組む活動を継続する意義は大きいと評価されていることから、県といたしましてもこうした取り組みは継続していく必要があると考えてございます。

○**斉藤信委員** 私の質問に答えていないのです。あなた方は、そういう危機感がありますかと。災害公営住宅の圧倒的多数が1回、2回の活用で、ほとんどコミュニティの拠点である集会所が使われていない。この深刻さを受け止めるべきだ。

一方で、紹介したように、例えば生活支援員が配置されている、大船渡市の県営みどり町災害公営住宅や大槌町の県営上町災害公営住宅、そして山田町の大沢災害公営住宅、こういうところは15回から20回使われているのです。本当に明白な違いが出ています。このことをあなた方はリアルに受け止めて、災害公営住宅のコミュニティは一般的にしないで、せめて生活支援相談員を配置しているところ並みに集会所にお年寄りが安心して足

を運べるように、それが自治会の活動を支える土台にもなるのです。今災害公営住宅で孤独死が増えているのです。私は、そういう意味でこの違いをはっきり見定めてやるべきだと。

生活支援相談員について、今年度は67名の配置でした。来年度の計画を見ましたら68名ですから、計画は実績より1人多いのですが、陸前高田市や釜石市は今年の実績よりも増やしているのです。やっぱり必要な生活支援相談員は配置し、増員もすると。第2期復興創生期間はあと4年なのです。財源が保障されているこの時期にしっかり支援をして、災害公営住宅のコミュニティを確立していくと、自前で運営できるようにしていくということが必要だと思うけれども、いかがですか。なぜ配置しないのですか。配置できないのですか。

○畠山保健福祉企画室企画課長 生活支援相談員の配置のお尋ねでございました。県では、これまでも当然各市町村の社会福祉協議会の意向、市町村等といろいろ協議を踏まえまして必要な人員を配置しているところがございます。来年度は7市町村の社会福祉協議会及び県社協に、御案内がございました現在の配置数とほぼ同様の68人を配置することとしております。

それから、見守り新拠点というのも随時整備しているところですが、これにつきましては来年度さらに1か所拡充する方向で検討を進めていると聞いておりまして、県としましては今後も市町村や市町村社協の意向を伺いながら、地域の実情に応じた支援の実施のために、必要な体制の確保を図ってまいりたいと考えています。

○斉藤信委員 生活支援相談員を配置しているところとしていないところで、明確な違いが出ていますから、成果も上がっていますから。自治会長はこの生活支援相談員の配置によってうんと助けられていると、こう言っているのです。そうしないと、自治会長が鍵を管理して、閉めなくてはならない。これはつらいことです。1か所プラスという、その程度ではなくて、やっぱり今被災者生活支援の財源もあるのだから、必要な取り組みはしっかりやると。

東日本大震災津波伝承館、復興祈念公園の取り組みについて最後にお聞きいたします。伝承館のこれまでの来館者数、修学旅行やその内訳、特徴を示してください。私は、コロナ禍の下で小中高などの修学旅行はかなり増加したのではないかと思います。これをコロナ禍だけの取り組みにしない、そういう取り組みが必要だと考えております。新型コロナウイルス感染症収束後を見越して、さらに教育旅行、修学旅行を今後のことも含めて拡充する取り組みが必要ではないのかと。そして、伝承館は大変大きな役割を果たしていると思いますが、国内外に東日本大震災津波の教訓をどう発信しているか、ゲートウェイとして県内震災遺構や観光との連携はどう図られているか、最後に聞いて終わります。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 まず、全体の来館動向ですけれども、令和元年9月22日の開館以来、本年2月末現在で47万5,109人という御来館をいただいております。

また、修学旅行等の内訳、特徴についてですが、団体利用予約の2月末現在の状況で、

目的別に見ますと教育関係が 326 件、1 万 6,306 人、観光関係が 214 件、4,298 人、地域団体や企業研修、こういったその他の分類が 273 件、3,631 人となっております、教育旅行を中心とした御利用が非常に多いという状況です。

小中学校、高校の修学旅行の状況ですが、同じく本年 2 月末現在では小中学校の団体、来館者が 1 万 2,344 人となっておりますが、県内が 9,007 人と 70%を超えるということで、県内利用がやはり小中学生は多いと。一方、高校生につきましては、来館者 3,434 人、これのうち県外が 2,003 人、58%です。高校生については、比較的県外が多いという状況になっております。

コロナ禍の一過性に終わらせない取り組みということですが、まさにそのとおりでございまして、一つはリピートの促進ということで、伝承館を中心に訪問校へのメールでの情報提供とか、あるいは学校訪問での営業をしております。また、昨年 8 月は教員向けに 2 回研修会を開催いたしました、校長先生や副校長先生といったような管理職も含めて 31 名御参加いただいております。

国内外への発信です。国内向け、特徴的などころを申しますと、やはりオンラインの活用ということで、2 月 14 日に試験的にローカル 5 G を使いまして、県立葛巻高校やいろんなところを結んで伝承館の情報を発信しております。来年度は、これを広げていきたいと考えております。

海外向けといたしましては、昨年 12 月、インドネシアのアチェの博物館と連携しまして、国際的なフォーラムに参加いたしました。本県の復興の取り組みをこの場で発信いたしました。また、震災アーカイブなどでも非常に好評でございまして、こういったものを通じまして海外に発信しております。

最後に、ゲートウェイとしての対応ですが、二つお話ししたいと思います。一つは、来年度から三陸 DMO が沿岸に拠点を移しますので、伝承館をゲートウェイとしながら震災遺構を活用した観光ネットワークづくりを進めていきたいと思っております。

二つ目は、今年の秋に伝承館開館 3 周年となります。これに合わせまして、震災語り部ガイドサミットというのを予定してございまして、県内はもとより被災 3 県、あるいは神戸市からも、あちらはもう 27 年の歴史がありますので、さまざまな語り部ガイドを一堂に集めましてネットワークを組んで、これを観光につなげていきたいと考えております。

○名須川晋委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ないようですので、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。

次に、日程 2、現地調査の実施についてであります。配付資料 2 のとおり、5 月 26 日と 5 月 31 日の 2 日間で、被災地における復興の取り組みや被災者支援の取り組み状況等について現地調査を実施したいと考えております。

今回は4班編成とし、県内5市町村を調査先として実施してはいかがかと考えております。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、計画どおり実施することが困難となった場合は、実施の有無も含め、世話人会で協議したいと考えております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日程等の詳細については、後日各委員の皆様へ通知いたしますので、御了承願います。

次に、その他であります、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。